

東京都立水元小合学園 いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月 1 日

校 長 決 定

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条に以下のように定められている）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめが起きない学校

(2) いじめを許さない学校

(3) 児童・生徒をいじめから守り、いじめの解決に向け教職員が一丸となって取り組む学校

(4) いじめに対して保護者・地域・関係機関と連携し、社会総がかりで取り組む学校

3 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民並びに関係する機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

都の「いじめ防止対策推進基本方針」に基づく、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

○「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

○教職員への共通理解と意識啓発

○児童・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

○いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

ウ 会議

知的障害教育部門（就業技術科）及び肢体不自由教育部門の企画調整会議開催と併せて適宜開催する。

エ 委員構成（原則として企画調整会議出席者とする）

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任（就業技術科）、学部主任（肢体不自由教育部門）、養護教諭、その他校長が指名する者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

イ 所掌事項

○学校だけでは対応しきれない、いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

○学校いじめ対策委員会の取組や進捗状況の確認、定期的検証など

ウ 会議

人権教育推進委員会開催と併せて、年2回開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任（就業技術科）、学部主任（肢体不自由教育部門）、養護教諭、外部の専門家（警察など）、その他校長が指名する者

5 段階に応じた具体的な取組

（1）未然防止のための取組

ア 教職員はもちろん、児童・生徒にも「いじめは絶対に許されない。」という共通認識、雰囲気
を学校全体に浸透させる。

イ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、豊かな情操と道徳心を培いコ
ミュニケーションの素地を養う。

ウ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめ防止のための
活動を推進する。（いじめ防止に関連する児童・生徒会活動やボランティア活動の支援）

エ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上を図る。

オ 個別面談や学校だより、ホームページなどを通じた家庭との連携・協力を図る。

（2）早期発見のための取組

ア 児童・生徒対象の定期的なアンケート調査（年1回）

イ 個別面談を通じた担任による児童・生徒・保護者からの聞き取り調査（年2回）

ウ 児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備（保健室等による相談窓口の整備）

エ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有（記録のファイリング）

（3）早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合（いじめが疑われる場合）は、特定の教職員が一人で抱え込まないで、
適切かつ迅速に組織による対応をする。

イ いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。

ウ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を整える。

エ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導をする。

オ いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。

カ はやしたてたり、同調している児童・生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為
であることを理解させるように指導する。

キ 保護者への支援・助言、情報の共有を図る。

ク いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察などの関係機関と連携
し対応する。

（4）重大事態への対処

いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席するこ
とを余儀なくされている疑いがある場合

ア いじめられた児童・生徒の安全及び落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

イ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査へ協力

する。

ウ 重大事態の発生について教育委員会又は知事に報告する。

エ 関係機関、専門家等との相談・連携を図る。

6 教職員研修計画

東京都教育委員会の服務事故防止や体罰防止に関する取組と併せ、いじめ防止に関する校内研修を、年3回程度実施する。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

保護者会や学園通信を積極的に活用して情報提供するなど、日頃から連携及び啓発の推進を行う。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 警察等との日常的な連携

学校いじめ対策委員会や学校サポートチームへの協力を依頼するとともに、セーフティ教室の実施等を通じて連携を推進する。

(2) 地域等との日常的な連携

学校設置場所である水元地域に関連する、自治会や青少年の育成に関わる地区委員会と、学校運営連絡協議会委員の招聘、総会や行事への参加等を通じて、連携を推進する。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

学校評価アンケートの項目に、いじめに関する項目を加え、実施し評価する。PDCAにより基本方針の見直しを行う。

附 則

この基本方針に基づき、平成27年4月1日から取り組みを推進する。

この基本方針に基づき、平成29年4月1日から取り組みを推進する